

測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格算出要領

平成 23 年 3 月 9 日 告示第 88 号
 平成 23 年 10 月 26 日一部改正 告示第 520 号
 平成 26 年 3 月 31 日一部改正 告示第 131 号
 平成 28 年 4 月 27 日一部改正 告示第 254 号
 平成 29 年 4 月 27 日一部改正 告示第 231 号
 平成 31 年 4 月 15 日一部改正 告示第 173 号
 令和 3 年 3 月 29 日一部改正 告示第 78 号
 令和 7 年 4 月 1 日一部改正 告示第 133 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、測量業務、土木及び建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）及びその他の建設コンサルタント業務に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格の算出方法等について必要な事項を定める。

(最低制限価格の算出方法)

第 2 条 測量・建設コンサルタント等において、最低制限価格を設定する場合には、次の表の業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（税抜き）の最低制限価格理論額）に予定価格設定者が予定価格（税抜き）の 0.5%以内の任意の額を加算し、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ただし、測量業務でその金額が、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務でその金額が、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

なお、地質調査業務においてその金額が、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 測量・建設コンサルタント等において、前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務及び地質調査業務以外の業務、ならびに測量・建設コンサルタント等以外のその他の建設コンサルタント業務については、予定価格（税抜き）の 10 分の 6 から 10 分の 8.1 の範囲内で、適宜の割合を乗じた額に予定価格設定者が予定価格（税抜き）の 0.5%以内の任意の額を加算し、100 分の 110 を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

また同様の場合において、測量業務については予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.2 の範囲内で、地質調査業務については予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で適宜の割合を乗じた額に予定価格設定者が予定価格（税抜き）の 0.5%以内の任意の額を加算し、100 分の 110 を乗じて得た額を最低制限価格とすることができるものとする。

ただし、測量業務及び地質調査業務以外でその金額が、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

なお、測量業務においてその金額が、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とするものとし、地質調査業務においてその金額が、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。ただし、施行日以前の改正前基準により積算されたものについては、改正前の同算出要領を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 15 日から施行し、同日以降に開札を行う競争入札から適用する。ただし、平成 31 年 9 月 30 日までに業務を完了し目的物等の引渡しを受けることとなるものについては、第 2 条第 1 項及び同条第 2 項中「100 分の 110」とあるのを「100 分の 108」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。